

フィンテック／金融分野 に関する基礎資料

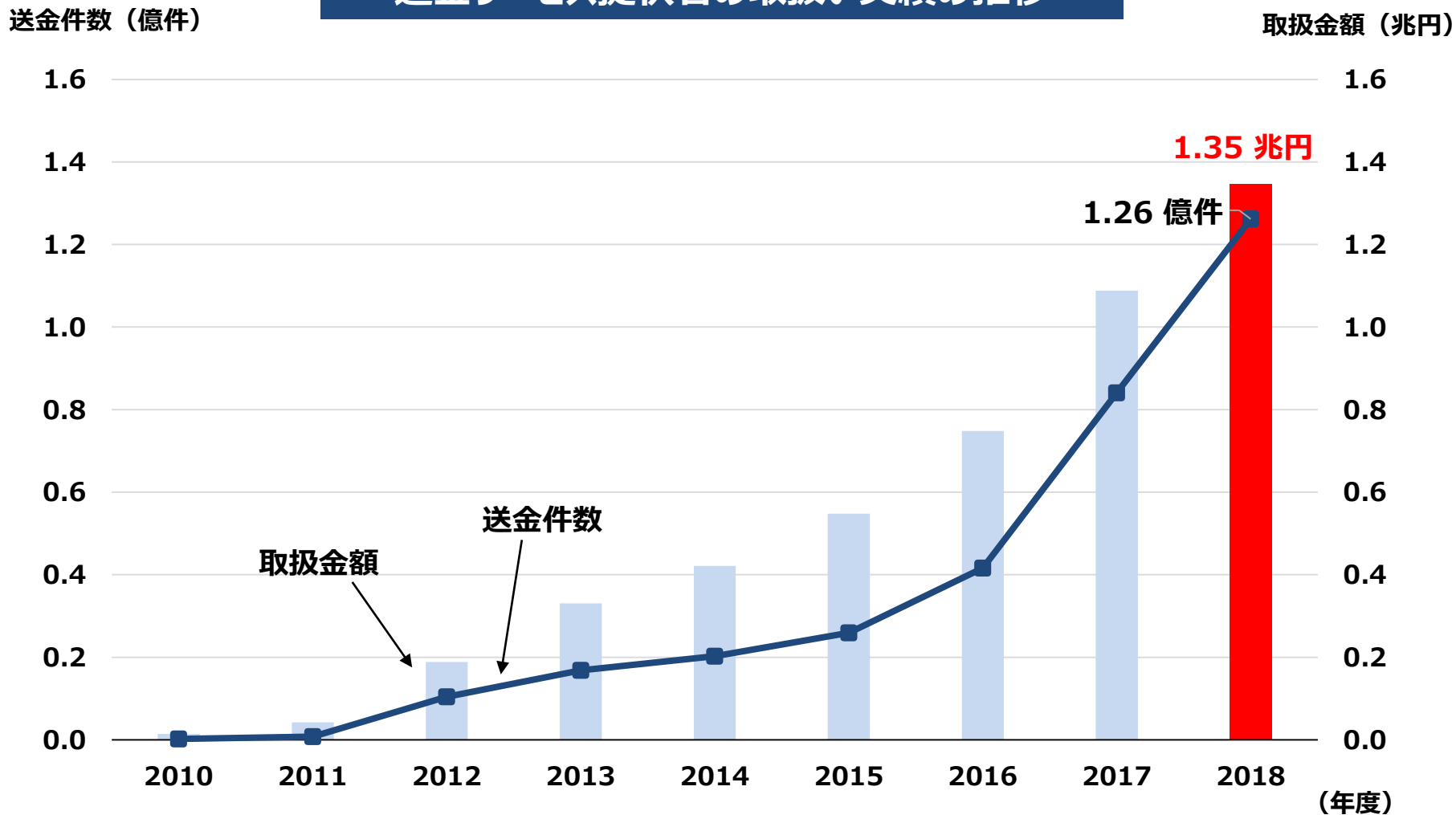
令和元年11月

内閣官房日本経済再生総合事務局

送金サービス提供者の取扱い実績推移

○ 我が国の銀行以外の送金サービス提供者の取り扱う金額・件数は、第4次産業革命の進展に伴い、増加傾向にある。2010年度：0.01兆円、0.002億件 ⇒ 2018年度：1.35兆円、1.26億件

送金サービス提供者の取扱い実績の推移

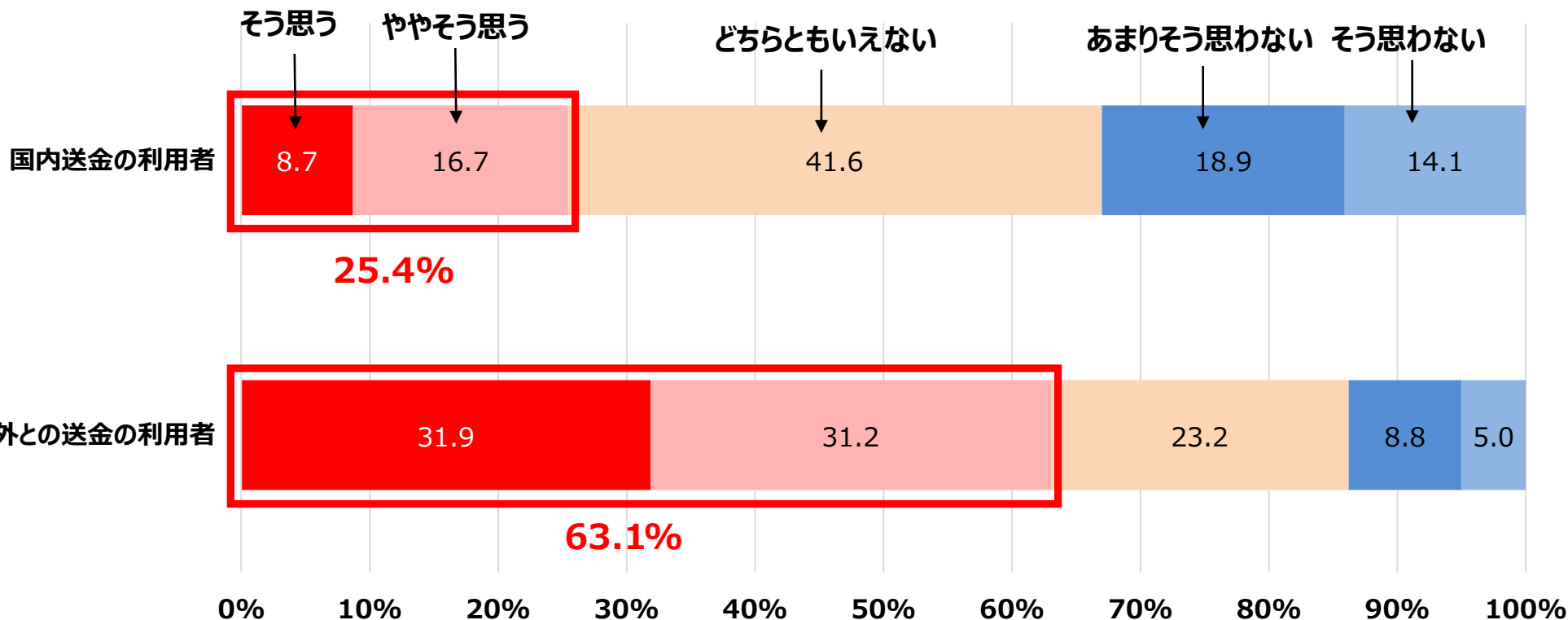


(出所) 一般社団法人日本資金決済業協会「資金移動業の実績推移」を基に作成。

送金サービスの利用者ニーズ

- 我が国において、1回あたり100万円超の送金が可能となることを、国内送金の利用者では25%、海外との送金の利用者では63%が希望。現在は、100万円超の送金は銀行のみが行うことができるが、供託を求めた上で、銀行以外の事業者にも100万円超の送金を認めるべきとの声がある。

100万円超の送金を希望する者の割合



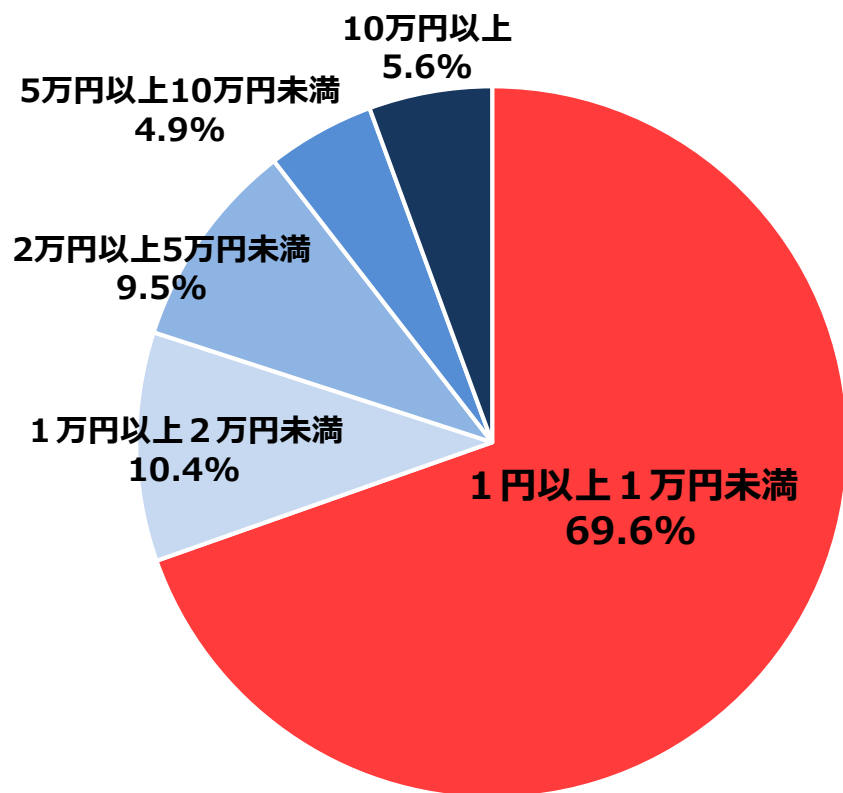
(注) 「資金移動業者による送金サービスの1回あたりの送金額について、制度上100万円超の送金ができるようになった方がよいと思う」という質問項目に対する回答の割合。国内送金の利用者は、3年以内に国内送金（振込み含む）を利用した者、海外との送金の利用者は、3年以内に海外との送金（国際送金）を利用した者を指す。全国における20歳～69歳の男女を対象。（国内送金の利用者 20,527人、海外との送金の利用者 1,572人）

(出所) 一般社団法人日本資金決済業協会「送金サービスに関する調査 結果報告書」（2018年）を基に作成。

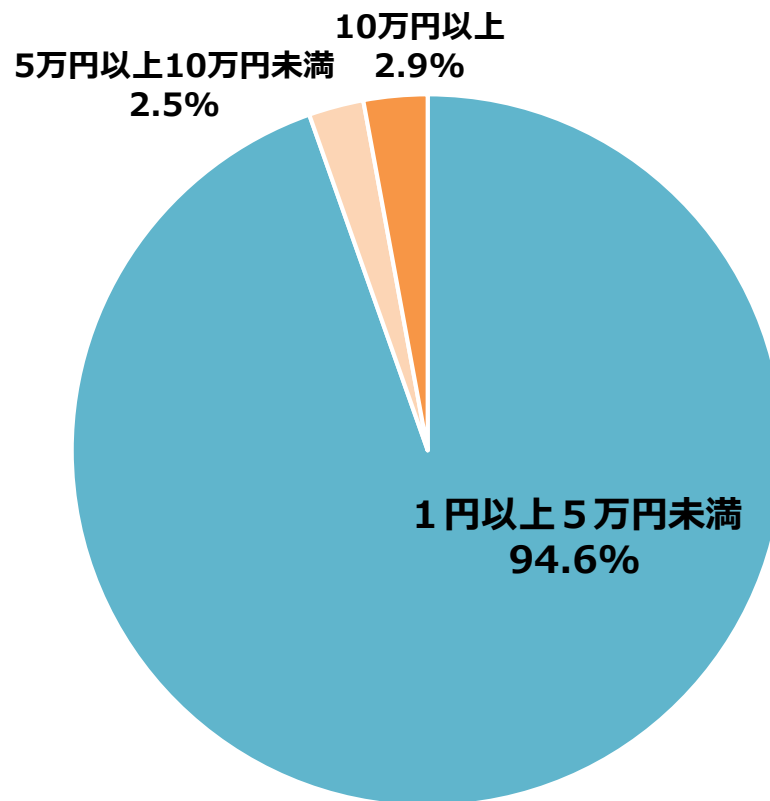
送金サービス提供者の送金額・利用者資金残高の分布

- さらに、資金移動業者の送金額は、1件当たり1万円未満のものが7割を占めるため、その利便性を高めることが課題。
- また、利用者資金の残高は、1円以上5万円未満のものが9割以上を占めていることも踏まえ、例えば、1人あたり数万円程度の少額の残高しか有しない資金移動業者については、供託義務を免除してもよいなどの議論がある。

資金移動業者の送金額の分布
(2019年3月、313万件)



資金移動業者の利用者資金残高の分布
(2019年3月末、229万アカウント)



(注) 金融庁が資金移動業者に対して計数の提供を依頼し、提供を受けた46社(全64社)の計数に基づき作成したもの。資金移動業者全てを網羅したものでないことに留意。

(出所) 金融庁「金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」(第1回)資料3」を基に作成。

○ 決済分野に限らず、金融取引の代理・媒介を行う者は、現在、「業態別」の法律に応じて以下の類型に分類されている。これらの業態別の壁についても、新規事業者の参入の障害になるおそれがある。

「機能」	銀行	証券	保険	
業態	銀行代理業者	金融商品仲介業者	保険募集人	保険仲立人
参入規制の形式	許可制	登録制	登録制	登録制
兼業制限	承認	届出	届出	-
誠実義務/ 忠実義務	- -	誠実義務 -	- -	誠実義務 -
所属金融機関の 有無	所属制(複数可)	所属制(複数可) ※外務員は金融商品仲介業者に対し専属	所属制 (生命保険募集人 は原則一社専属)	複数所属の場合 比較推奨販売時の説明義務
情報提供、 禁止行為等	複数所属の場合で手数料 が異なる場合の表示義務 優越的地位の濫用防止等	複数所属の場合で手数料 が異なる場合の表示義務 特別利益の提供禁止等	特別利益の提供禁止 構成員契約規制 等	利用者からの手数料受領 禁止(監督指針) 自身が保険会社から受け 取る手数料等の開示 等
利用者資産受入れ 分別管理	- 分別管理義務	禁止 -	- 分別管理義務(監督指針)	- -
利用者資産 の保護	財産的基礎 (純資産額500万円以上(法人)/ 300万円以上(個人))			保証金の供託 (2000万円~8億円)
賠償資力の確保	所属先による損害賠償責任の負担	所属先による損害賠償責任の負担	所属先による損害賠償義務	/保証委託契約 /賠償責任保険
体制整備	体制整備義務	体制整備義務	体制整備義務	体制整備義務
人的要件(資格等)	十分な知識・経験	外務員試験の合格 (監督指針)	試験への合格 (協会ルール)	試験への合格 (監督指針)

- 現在は、複数の分野で仲介しようとする、個々の分野について個別に登録・許可が必要。
- 銀行・証券・保険のそれぞれの分野で仲介を行う業者数と比して、全分野で横断的に仲介を行う仲介業者数は極めて少なく、4者にすぎない。

銀行・証券・保険分野における仲介業者数

業種	業者数
銀行 (銀行代理業)	73者
証券 (金融商品仲介業)	893者
生命保険 (生命保険代理店)	8万5,862者
損害保険 (損害保険代理店)	18万319者
うち、個別に登録・許可を得て 全分野で仲介する業者	4者

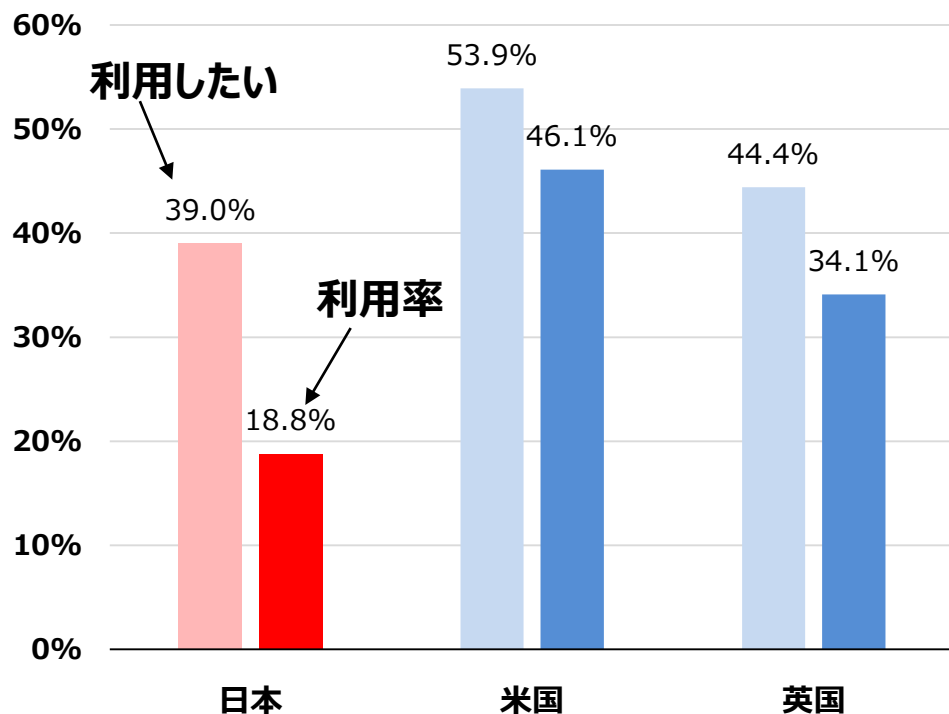
(注) 各分野における仲介業者は、銀行が銀行代理業(2019年6月末時点)、証券が金融商品仲介業(2019年9月末時点)、生命保険が個人代理店と法人代理店の合計(2019年3月末時点)、損害保険は損害保険代理店(2019年3月末時点)。

(出所) 金融庁、生命保険協会「2019年版生命保険の動向」、日本損害保険協会「2018年度損害保険代理店統計」を基に作成。

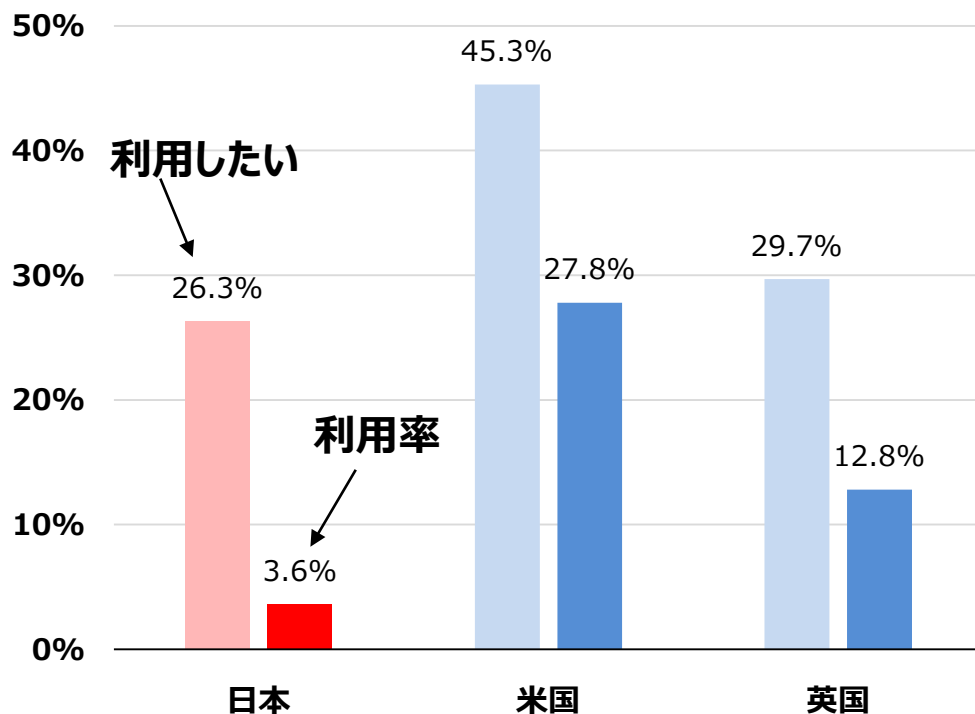
○ 全分野で仲介する業者の中に、インターネットを介した金融仲介サービスを行う業者はいない。他方、銀行や証券の分野では、インターネットを介してサービスを利用したいという者が多い。

インターネットを介した金融サービスの利用動向

決済送金サービス(業種は銀行)



個人向け資産運用サービス (業種は証券)

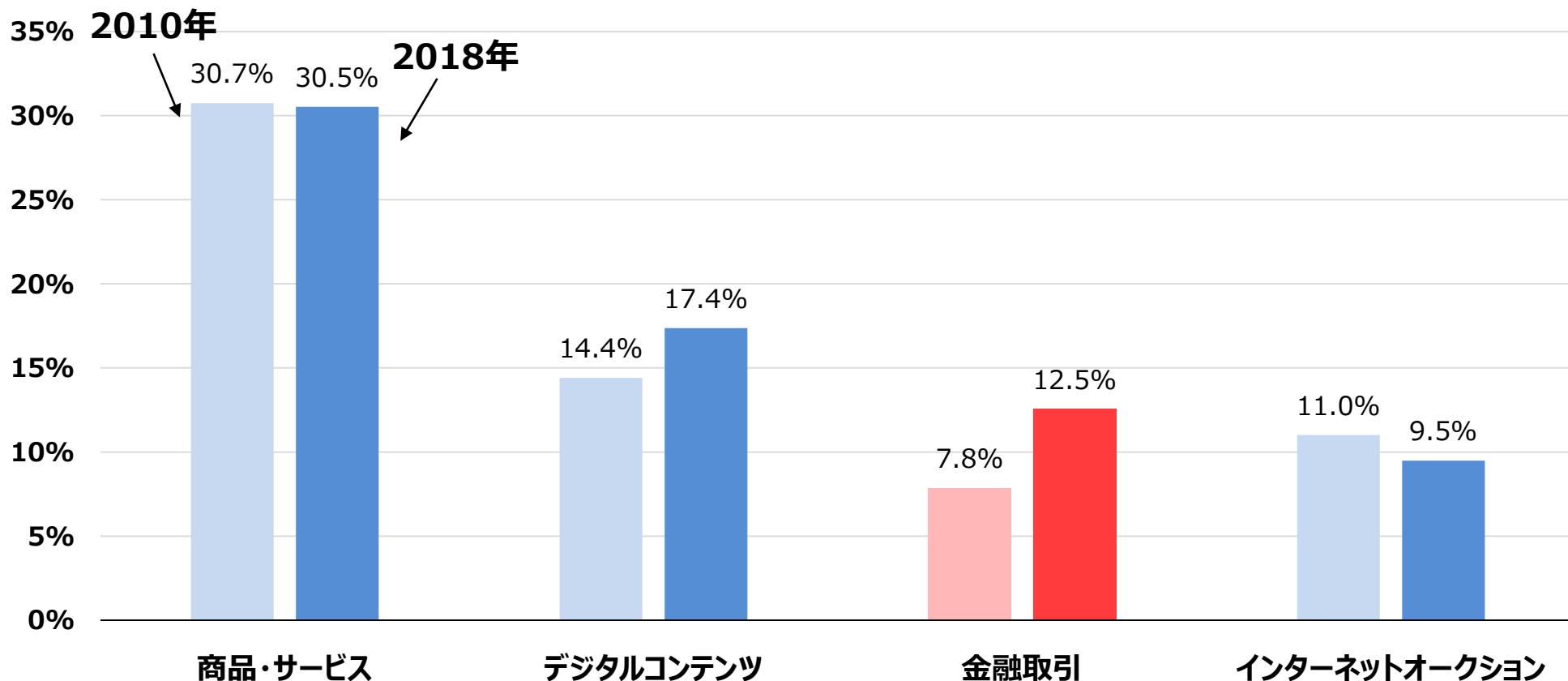


(注) 日米英の生活者各1,000人に対するアンケート調査の結果
 決済送金サービス：インターネット経由で振込や送金ができるサービス
 個人向け資産運用サービス：インターネットを通じて投資や保険などの適切な資産配分を提案するサービス

(出所) 総務省「平成29年情報通信白書」を基に作成。

○ インターネットを介して金融取引を行う者は、他の業種（商品・サービス、デジタルコンテンツ等）に比べて少ない。

インターネットの利用目的・用途



(注) 対象は、2010年1月-12月、2017年10月-18年9月において、それぞれのサービスを購入・取引した割合（複数回答可）
「商品・サービス」は、「デジタルコンテンツ」、「金融取引」を除く。

(出所) 総務省「平成22年、平成30年通信利用動向調査」を基に作成。